

平成 16 年 12 月 7 日

(社) 全国貸金業協会連合会

## 個人情報保護に関する自主ガイドライン（案）の概要

### I. 形式面について

#### (ア) 「解説」欄

本ガイドライン利用者の理解を深め、その実効性を高めるために、各条項の本文の下に解説の欄を設け、趣旨、語句の説明、事例などを記した。

(ア) 基本的に、個人情報保護法及び金融庁ガイドラインの体系に従いつつ、できるだけ平易で分かりやすいものとなるよう、構成や表現に配慮した。

### II. 内容面について

#### (ア) ガイドラインの対象業者

法規制の対象となる「個人情報取扱事業者」のみならず、これに該当しない小規模・零細業者をも含め、広く貸金業界全体に対し、個人情報保護法等の趣旨の実践を期した。

#### (イ) 本人の同意の明確化

利用目的や第三者提供等についても、本人の同意を明確にすることとし、その方法としては、書面を原則とした。なお、本ガイドラインに基づいて検討中の当連合会の指定業務用書式に、同意の確認欄を設け、その遵守を図る予定である。

(ウ) 安全管理措置について

金融庁ガイドライン及び「実務指針」の内容を盛り込み、貸金業者には様々な事業規模や形態があることを踏まえながらも、「必要かつ適切な措置」を具体化した詳細な規定を設け、安全管理の実現を期した。

(エ) 「個人データ管理者」と「貸金業務取扱主任者」の関連づけ

「個人データ管理者」には、新貸金業規制法において導入された「貸金業務取扱主任者」を原則的に兼任させ、その研修制度を利用することにより、実効性のある責任体制の実現を期した。

(オ) 苦情の処理や、万一、漏えい等が発生した場合においては、業者のみならず、その所属する各都道府県貸金業協会もその対応に当たることとし、業者・協会・連合会の三者の協働体制を整備する。

### III. 各項目における主な特徴

| 項目           | 主な特徴                                          |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 1. 目的および基本理念 | 本ガイドライン策定にあたって、広く貸金業界全体に対し、個人情報保護法の趣旨の実践を期した。 |
| 2. 定義        | 個人情報保護法の定義に従った。                               |
| 3. 個人情報の利用目的 | 利用目的についての同意の明確化                               |
| 4. 個人情報の取得   | (金融庁ガイドラインと同様)                                |
| 5. 個人データの管理  | 詳細な安全管理措置規定                                   |
| 6. 第三者提供の制限  | 同意の明確化及び個人信用情報機関に関する規定                        |

|                         |                                |
|-------------------------|--------------------------------|
| 7. 保有個人データに関する事項<br>の公表 | (金融庁ガイドラインと同様)                 |
| 8. 個人データに関する本人関与        | (金融庁ガイドラインと同様)                 |
| 9. 苦情の処理                | 業者・協会・連合会の協働体制                 |
| 10. 漏えいが生じた場合の措置        | 〃                              |
| 11. 個人情報保護宣言            | (金融庁ガイドラインと同様)                 |
| 12. 本ガイドラインの改正          | 必要に応じた見直しと、理事会決議による、<br>機動的な改正 |